

改正

平成23年7月19日訓令甲第3号

平成29年3月31日訓令甲第11号

平成30年6月25日訓令甲第4号

瑞浪市競争入札参加資格停止措置要領

(目的)

第1条 この要領は、瑞浪市契約規則（昭和40年規則第15号）第3条第2項の規定により、工事又は製造の請負、業務の委託、物件の買入れ（以下「工事請負等」という。）の契約に係る競争入札に参加する資格を有する者（以下「名簿登録者」という。）に対する工事請負等の競争入札（随意契約を含む。）における資格停止について必要な事項を定め、適正な執行を確保することを目的とする。

(資格停止)

第2条 市長は、名簿登録者が別表1および別表2の各号（以下「別表各号」という。）に規定する措置要件の一に該当する場合は、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該名簿登録者について資格停止を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により資格停止を行う場合において、当該資格停止について責を負うべき名簿登録者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の資格停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、資格停止を併せて行うものとする。

(資格停止の期間の特例)

第3条 名簿登録者が一の事案につき別表各号に規定する措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期および長期の最も長いものをもって、それぞれ資格停止の期間の短期および長期とする。

2 名簿登録者が、次の各号の一に該当することとなった場合における資格停止の期間の短期は、それぞれ資格停止の期間の短期の2倍の期間とする。ただし、当初の資格停止の期間が1箇月に満たないときはこの限りでない。

(1) 別表1各号又は別表2各号の措置要件に係る資格停止期間の満了後1箇年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表1各号又は別表2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表2第1号から第4号までの措置要件に係る資格停止期間の満了後3箇年を経過するまでの間に、同表第1号から第4号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 市長は、名簿登録者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号および前2項の規定による資格停止の期間を短期未満の期間に定める必要があるときは、資格停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 市長は、名簿登録者について、極めて悪質な事由があるため又は重大な結果を生じさせたため、別表各号および第1項の規定による長期を超える資格停止の期間を定める必要があるときは、資格停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 市長は、資格停止の期間中の名簿登録者について、情状酌量すべき特別の事由又は、別表極めて悪質な事由があることが明らかになったときは、別表各号および前各項に定める期間の範囲内で資格停止の期間を変更することができる。

6 市長は、資格停止の期間中の名簿登録者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めるときは、当該名簿登録者について資格停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する資格停止の期間の特例)

第4条 市長は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより資格停止を行う際に、名簿登録者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当する場合には、資格停止の期間を加重するものとする。

(1) 談合情報を得て、誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第2、3

号に該当する場合

- (2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく市長による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかになったときで、当該関与行為に関し、別表2第2、3号に該当する名簿登録者に悪質な事由がある場合

(指名の取り消し)

第5条 市長は、第2条の規定により資格停止を行った場合において、当該資格停止に係る名簿登録者を現に指名しているときは、入札未執行のものに限り当該指名を取り消すものとする。

(資格停止の通知)

第6条 市長は、第2条の規定により資格停止を行い、第3条第5項の規定により資格停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により資格停止を解除したときは、当該名簿登録者に対して遅滞なく通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第7条 資格停止の期間中の名簿登録者は、随意契約の相手方とすることができない。ただし、やむを得ない理由があり、次の各号のいずれかに該当する場合で、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

- (1) 工事又は製造が特許の施工方法を採用する場合で、その特許権を有するとき。
(2) 工事又は製造の請負、その他で特別の技術を要する場合又は特殊な物件を買い入れる場合で、他に相応するものがないとき。
(3) 災害等緊急に工事等を施工しなければならないとき。
(4) その他特にやむを得ない事由があると認められるとき。

(下請け等の禁止)

第8条 資格停止の期間中の名簿登録者が工事等を下請けし、又は工事完成保証人となることを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第9条 市長は、資格停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該名簿登録者に対して書面若しくは口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行前に指名停止の措置を行うべき事由が生じたものについては、なお従前の例による。

(廃止)

- 3 瑞浪市指名競争入札参加者指名停止要領（平成6年7月28日決裁）は廃止する。

附 則（平成23年7月19日訓令甲第3号）

この訓令は、公告の日から施行する。

附 則（平成29年3月31日訓令甲第11号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月25日訓令甲第4号）

この訓令は、公告の日から施行する。

別表1

瑞浪市内において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	資 格 停 止 期 間
(虚偽記載) 1 本市の工事請負等の契約に係る入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定した日から1箇月以上6箇月以内
(過失による粗雑工事等)	

2 本市の工事請負等（以下この表において「発注工事」という。）の施行等に当たり、過失により工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為があったと認められるとき。（瑕疵が軽微であると認められるときを除く）	当該認定した日から1箇月以上6箇月以内
3 市以外の工事請負等（以下この表において「一般工事」という。）の施行等に当たり、過失により工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為があり、瑕疵が重大であると認められるとき。	当該認定した日から1箇月以上3箇月以内
（契約違反） 4 第1号に掲げる場合のほか、契約に違反し契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定した日から2週間以上4箇月以内
（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故） 5 発注工事の施行等に当たり、安全管理の措置が不適当であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く）を与えたと認められるとき。	当該認定した日から1箇月以上6箇月以内
6 一般工事の施行等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定した日から1箇月以上3箇月以内
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者の事故） 7 発注工事の施行等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定した日から2週間以上4箇月以内
8 一般工事の施行等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定した日から2週間以上2箇月以内

別表2

贈賄および不正行為等に基づく措置基準

措置要件	資格停止期間
（贈賄） 1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕をされないで公訴を提起されたとき。 イ 名簿登録者である個人又は名簿登録者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認められるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。） ロ 名簿登録者の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事請負等契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。） ハ 名簿登録者の使用人でロに掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）	逮捕又は公訴を知った日から10箇月以上12箇月以内 7箇月以上9箇月以内 4箇月以上6箇月以内
（独占禁止法違反行為） 2 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、行政処分を受け、工事請負等の契約相手方	当該認定した日から3箇月以上5箇月以内

<p>として不適當であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>3 業務に関し次のイ、ロ又はハに掲げる者が独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき。</p> <p>イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人 ニ 名簿登録者である法人</p>	<p>刑事告発を知った日から 10箇月以上12箇月以内 7箇月以上9箇月以内 4箇月以上6箇月以内 10箇月以上12箇月以内</p>
<p>（競売入札妨害又は談合）</p> <p>4 次のイ、ロ又はハに掲げる者が競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。）又は談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 10箇月以上12箇月以内 7箇月以上9箇月以内 4箇月以上6箇月以内</p>
<p>（建設業法違反行為）</p> <p>5 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、市工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定した日から 2箇月以上9箇月以内</p>
<p>（不正又は不誠実な行為）</p> <p>6 別表1および前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>7 別表1および前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑にあたる犯罪の疑いにより公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定した日から 1箇月以上9箇月以内</p> <p>当該認定した日から 1箇月以上9箇月以内</p>